

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年5月22日(木) 参・法務委  
仁比 聡平 議員(共産)

1問 民事裁判情報の流出や漏えい、他の情報と照合するなどして特定の個人が識別されるなどの人権侵害が起きた場合、誰が責任をとるのか、法務大臣に問う。

- 本法律案においては、民事裁判情報等の流出や漏えいを防止する観点から、指定法人の保有する民事裁判情報について、
  - ・ 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の必要的記載事項として、法務大臣がこれを認可する
  - ・ 法律により目的外使用を禁止する
  - ・ 指定法人の役職員等が不正な利益を図る目的で提供するなどの行為について罰則を設けることとしている。
  
- また、指定法人が民事裁判情報のデータベースを整備し、利用者に提供するに当たっては、
  - ・ 法務省令で定める基準に従って仮名処理を行い、
  - ・ 個別の事情を踏まえた訴訟関係者からの申出を受けて、必要に応じた追加的な仮名処理を行う



ものとしている。

- その上で、一般論として申し上げれば、故意又は過失によって他人の権利等を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことになる。
  
- もとより、法務省としては、委員御指摘の事態が生ずることのないよう、法人の指定に当たり、安全管理の観点から厳格に審査を行うとともに、各種監督権限を行使して、指定法人を適切に監督してまいりたい。

(参考) 第 217 回国会衆議院法務委員会における本法律案に関する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処

理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。

二～四 (略)

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理

提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四 料金に関する事項

五 苦情の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止）

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用して

はならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

(罰則)

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報(第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に置き換えることが予定されている情報に限る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若

しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務  
に従事する者又はこれらの者であった者

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線■■■■ 携帯■■■■■■■■■■】